

鳥取県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金 Q&A

令和8年7月6日

※この Q&A では、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等を「新任ヘルパー等」、経験年数の長いホームヘルパーを「ベテランヘルパー」と記載します。

【共通】

問1 交付申請は事業所単位で行うのか。

答1

交付申請や実績報告は法人単位で行ってください。法人で複数の訪問介護等事業所を申請される場合は各事業所分を取りまとめていただくようお願いします。

問2 補助対象者について、介護サービス事業所の指定はいつの時点で受けていけばよいのか。

答2

交付申請時点で指定を受けていけば差し支えありません。

問3 この先廃止予定の事業所は対象になるか。また休止中の事業所についてはどうか。

答3

交付申請時点で廃止が決まっている事業所や休止中の事業所については対象になりません。

問4 同一法人において、「経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援」と「通所介護事業所の多機能化（訪問機能の追加）の支援」の両方を申請することは可能か。

問4

可能です。

【経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援】

問5 新任ヘルパー等とは具体的に誰を指すのか。

答5

基本的に交付申請時点においてヘルパーとして従事した期間が通算で1年未満の方を想定しています。ただし、休職等により長期間のブランクがある方は、個別具体的な事情を考慮し、従事した期間が1年以上であっても補助対象とすることがあります。その場合は事業計画書（様式第1-2号）にこれまでの職歴等を御記載ください。

問6 1事業所あたり、申請できる新任ヘルパー等の人数上限はあるか。

答 6

新任ヘルパー等について、1事業所あたりの人数上限はありません。ただし、1人あたり訪問回数の上限は30回ですのでご注意ください。

問 7 対象となる新任ヘルパー等について、何か要件等はあるか。

答 7

雇用契約を結んでいる新任ヘルパー等であること以外、特段要件等はありません。

問 8 介護職員として長年従事していても、ヘルパーとしての経験がない、又は通算1年未満であれば新任ヘルパー等として本補助金の対象になるということか。

答 8

お見込みのとおりです。

問 9 同行させるベテランヘルパーについて、何か資格等は必要か。

答 9

ベテランヘルパーについて、県として求める資格等はありませんので、各事業所において1年以上の経験を有するヘルパーの中から指導者にふさわしい方を選定ください。

問 10 同行させる回数や期間について、何か決まりはあるか。

答 10

同行回数や期間については（新任ヘルパー等1人あたり30回が上限ということ以外）特に決まりはありませんので、新任ヘルパー等の個々の状況により、事業所において適切に御判断ください。

問 11 上限30回の新任ヘルパー等への同行に対して、1回ごとにベテランヘルパーを変えることは可能か。

答 11

可能です。

問 12 交付決定前に既に新任ヘルパー等への同行支援を実施している場合は補助の対象となるか。

答 12

県からの交付決定を受けてから新任ヘルパー等への同行支援を実施することが原則ですが、令和8年4月1日以降に実施している分については、交付決定前であっても補助対象となります。

問 13 交付決定前に同行支援を実施しているが、交付申請時点でヘルパーとして勤務した年数が通算1年を超える新任ヘルパー等は補助の対象となるか。

答 13

交付決定前に同行支援を実施している場合においては、令和8年4月1日時点で1年未満であれば対象となります。

問 14 前年度に本補助金の対象とした新任ヘルパー等について、ヘルパーとして従事した経験が通算1年未満であるなど変わらず新任ヘルパー等の要件に該当していれば、今年度も引き続き対象とすることは可能か。

答 14

過年度事業において対象とした新任ヘルパー等を再度対象とすることはできません。

問 15 同行時間の中に移動の時間は含めるか。

答 15

移動の時間は含めません。

問 16 上限の30回まで同行支援を予定しているが、実績報告期限までに完了しない場合どうなるか。

答 16

実績報告期限までに完了した分のみ補助対象となりますので、回数途中でであってもその時点のものを報告してください。

問 17 「新任ヘルパー等」の定義として、「ヘルパーとして従事した期間が通算で1年未満の方」とあるが、この「従事した期間」とは、今回補助対象となっている3サービス（①訪問介護、②定期巡回・随時対応型訪問介護看護、③夜間対応型訪問介護）での従事期間のみを指すと解釈してよろしいか。例えば、過去に小規模多機能型居宅介護事業所で1年以上ヘルパーとして従事した経験がある職員は、現在の事業所での従事期間が1年未満であれば、「新任ヘルパー等」として補助対象となるか。

答 17

サービス種別を問わず、過去に通算1年以上、ヘルパーとしての従事経験がある方は現在の事業所での従事期間が1年未満であっても、長期間のブランクがある場合を除き、補助の対象にはなりません。

問 18 「介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）」における同行支援を回数にカウントすることは可能か。

答 18

介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）は本事業の対象外サービスであり、訪問回数にカウントすることはできません。

問 19 4月以降、新任ヘルパー等への同行支援を実施したが当該ヘルパーが交付申請時点で退職している場合は補助の対象になるか。

答 19

過去同行支援を実施していても、現に同行支援を受けたヘルパーが退職している場合は対象にはなりません。

問 20 これまで生活援助の従事経験しかないヘルパーが、今回初めて身体介護や通院乗降介助の業務に従事する場合、そのヘルパーは補助の対象になるか。

答 20

身体介護や通院乗降介助の業務経験が通算1年に満たないのであれば、補助の対象となります。ただし、その場合でも生活援助に係る同行支援は対象とはなりませんので御注意ください。

問 21 例えば5月末日で経験年数が1年を経過したヘルパーに同行支援を実施した場合において、交付申請の時期が6月以降となっても当該ヘルパーを新任ヘルパー等として申請することは可能ということか。可能である場合、対象期間はいつまでになるか。

答 21

交付決定前に同行支援を実施している場合において、令和8年4月1日時点でヘルパーとしての経験年数が1年未満であれば、令和8年4月1日以降に実施した同行支援は実績報告までの期間、補助の対象となります。

問 22 新任ヘルパー等同士の同行支援は認められるのか。

答 22

本補助金の趣旨は、1人で利用者宅を訪問することへの不安払拭のほか、ベテランヘルパーの技術を新任ヘルパー等が着実に継承することで、訪問介護等サービスの質の確保を図ることにあります。新任ヘルパー等に新任ヘルパー等が同行することは趣旨に反しており認められません。

【通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の支援】

問 23 訪問機能の追加とは、新たに訪問介護事業所の指定を受けるということか。

答 23

お見込みのとおりです。

問 24 訪問機能の追加とは、基準該当サービスとして指定訪問介護に相当するサービスを開始する場合も含まれるということか。

答 24

お見込みのとおりです。

問 25 本補助金における通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所の対象地域はどこか。

答 25

本補助金は、人口減少が進む中山間・人口減少地域において、訪問介護サービスが適切に提供されるよう、既存の事業所の役割の多機能化（訪問機能の追加）を支援することで、地域における在宅介護のインフラを効率的かつ迅速に再構築し、安定的な訪問介護サービスの提供体制を確保することを目的としているものです。

以上を踏まえ、本補助金の対象地域としては、市町村が定める日常生活圏域又は旧市町村区域（平成の市町村合併前区域）に、訪問介護事業所が存在しない又は1つのみ存在する地域に所在する通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所を想定しています。

問 26 通所介護事業所等が、本事業を活用して訪問機能を追加し、訪問介護事業所を併設する場合、新たに職員を配置するのではなく、通所介護事業所の職員を充てることはできるか。

答 26

新設する訪問介護事業所の職員を確保する手段としては、新たに雇用することでも、通所介護事業所等の職員を充てることでもよいです。ただし、通所介護等の職員が訪問介護事業所にも従事する場合、専従規定等の現行の規定に反しないようご注意ください。

（例）非常勤職員が午前中は通所介護事業所の職員として、午後は訪問介護事業所の職員としてそれぞれ従事することは可能（この場合、午前の勤務時間を訪問介護の、午後の勤務時間を通所介護の常勤換算の勤務時間にそれぞれ含めることはできない。）。

ただし、訪問介護事業所に従事している職員が勤務時間中に生じた待機時間等に通所介護事業所の職員として従事することは、通所介護事業所の人員基準に定める専従規定に反するため認められない。

問 27 訪問機能の導入に係る経費として、新しく雇用した訪問介護員等への人件費は対象になるか。

答 27

訪問介護員等の人件費は訪問介護サービスの報酬に含まれるため補助対象になりません。

問 28 補助対象経費として、電動自転車やユニフォーム等の必要備品の購入費用とあるが、自動車や原動機付き自転車の購入費用は補助対象となるのか。

答 28

通所介護事業所に配置している自動車を訪問介護でも使用することを想定しているため自動車は対象外ですが、原動機付き自転車は対象になります。

問 29 補助対象経費として、事業所のホームページの改修費用とあるが、パソコンの購入や修理費等のランニングコストは補助対象となるのか。

答 29

ホームページの改修費用は、通所介護事業所等のホームページに訪問介護事業所の内容を追加する場合や、訪問介護事業所の広報のための改修に係る費用を支援するもので

あり、パソコンそのものの購入費用やランニングコストは対象になりません。

問 30 訪問機能導入後の一定期間の経営の安定化の支援に係る経費について、支援の開始日と終了日はどのタイミングになるか。また、収入の安定化が見込まれるまでの期間として「訪問回数が 300 回/月に達するまで」とあるが、訪問回数の判定期間の考え方は如何。

答 30

訪問介護事業所として指定を受けた日を起算日とし、訪問回数の判定期間については、起算日から 1 ヶ月後に該当する日の前日までとなります。判定期間の訪問回数が 300 回に満たない場合は、その翌日から同様に判定を繰り返し、起算日の 6 ヶ月後に該当する日の前日を終了日とします。

《イメージ》

指定を受けた日（起算日）	最初の判定期間	2 回目の判定期間	支援の終了日
1 月 1 日	1 月 1 日～1 月 3 1 日	2 月 1 日～2 月 2 8 日	6 月 3 0 日
1 月 1 5 日	1 月 1 5 日～2 月 1 4 日	2 月 1 5 日～3 月 1 4 日	7 月 1 4 日
1 月 3 1 日	1 月 3 1 日～2 月 2 8 日	3 月 1 日～3 月 3 1 日	7 月 3 0 日

問 31 「訪問回数が 300 回/月に達するまで」とは、300 回に達した判定期間は対象に含まれるということか。

答 31

300 回に達した判定期間の訪問は含まれません。

問 32 300 回に達した判定期間の後に、300 回未満となった判定期間がある場合は対象になるか。

答 32

300 回に達した次の判定期間の訪問回数が 300 回未満となった場合でも対象になりません。（一度 300 回に達した時点で支援は終了です。）

問 33 本補助金を活用し訪問機能の導入に着手したものの、軌道に乗せることができず廃止することになった場合、本補助金は返還となるのか。

答 33

軌道に乗らず事業所を廃止した場合であっても、本補助金を返還する必要はありません。

問 34 交付申請のタイミングについて、訪問介護事業所の指定を受けてからでないと申請はできないのか。

答 34

指定権者へ事業所指定に係る本申請が完了していれば、交付申請は可能です。